

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 毛呂山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱い量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	2	3	17,600	6	0	0	17,600
1	80	キシレン	3	1	177,200	2	1,200	0	176,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,300	9	2,300	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	3	127,000	4	0	0	127,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	3	15,100	7	0	0	15,100
1	300	トルエン	3	1	441,300	1	1,300	0	440,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	3	141,000	3	0	0	141,000
1	400	ベンゼン	2	3	25,700	5	0	0	25,700
1	411	ホルムアルデヒド	1	8	7,000	8	7,000	0	0
合計			—	—	954,200	—	11,800	0	942,400

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱い量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱い量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。